

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更  
認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和４年２月１７日（木） １０：３０～１１：２０

2. 場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 北間、本間、町田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 鉄道局から、東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請に係るパブリックコメントの内容及びコメントに対する回答案について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 外注業務の発注先について、「グループ企業の中で利益を回しているのではないか。」という指摘だが、競争入札は行っているか。
  - ② パブリックコメントを提出された方が沿線住民か否か等は確認するのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
  - ① 鉄道工事は、列車の運行の安全性を確保しながらの工事となり、対応できる会社は限られる。また、鉄道車両もある程度限られたところにしか発注できない。そのような意味では特定の会社にならざるを得ないと思うが、一般的な工事、物品の購入等については、競争入札を行っていると聞いている。
  - ② お名前や職業の他、東急電鉄の利用の有無等をパブリックコメントの回答欄において聞いている。  
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。